



# 共生

黒木隆之 書

2017年7月  
第 24 号

## 会長就任あいさつ

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会  
会長 久木元 司



このたび、鹿児島県社会福祉法人経営者協議会の会長に選任されました久木元司でございます。社会福祉法人制度改革の本格施行を迎える中での職責に責任の重さを痛感致しております。

日本ではバブル崩壊後、失われた10年や20年(lost generation)という言葉がよく使われますが、この失われた年月の中で経済が停滞し、社会福祉の構造改革も凄まじい勢いで進められました。この間、規制緩和など、様々な見直しが進められ、福祉も例外なく、むしろ一番の改革の柱に据え置かれ、改革が断行されました。これからもこの改革の流れは更に激しさを増していくものと思われま

す。いわゆる内部留保問題を皮切りに、社会福祉法人への風当たりが非常に厳しく、社会福祉法人のあり方について、国民的な議論になりました。非課税法人で公益的取組が求められているにもかかわらず、生活困窮者支援や刑余者支援など福祉制度の狭間におかれている方々への取組が十分に行われていないこと等も指摘され、厳しい論調で批判されたことも記憶に新しい所です。これら公益的活動に組織的に取組む基盤ができていないのではないかなども指摘されて、今回の社会福祉法人制度改革に至っております。

社会福祉法人は、これまで半世紀にわたり措置制度のもとで、行政の代替機能として地域の福祉を支えてきたとの自負があり、契約制度移行後も地域において身近な存在として地域密着で真摯に取り組んできたという強い思いもあります。このような批判に対し、多くの社会福祉法人関係者は戸惑いを感じているところも少なくありません。ただ、規制緩和が進み、営利を目的とした株式会社等の参入が相次ぐ中、社会福祉法人自体の存在感が薄れてきていることも事実であります。今まさにこれらの社会の変化にどう対応していくかが問われているものと思われま

す。数年前、栃木県においてNPO法人「うりずん」の理事長とお会いする機会がありました。理事長は医者で重症障害児者の在宅医療を中心に地域医療を支えている方でありますが、その中で何件もの障害児者の在宅での看取り(ターミナルケア)を経験されたそうでもあります。その経験から、在宅ケアにおける母親に集中する負担を何とか軽減させたいとの思いからNPOを立ち上げ、障害児者へのレスパイトケアを始められたそうでもあります。運営にかかる費用の殆どは寄付によって賄われおり、地域の方々や支援者に支えられながら活動が行われておりました。まさに福祉の原点に触れた気がいたしました。

今思うことは、社会福祉法人は地域においてどのような存在であるのか、何を期待されているのか再認識する必要があると考えています。その上で、社会福祉法人として地域のために貢献できる具体的な実践をさらに進めていかなければなりません。

これからの皆様方のご支援ご協力を切にお願いし、会長就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくご挨拶申し上げます。

## 平成29年度県経営協定期総会開かれる

去る5月10日（水）に鹿児島市内のホテルにおいて175法人（うち委任状80法人）の参加を得て平成29年度定期総会が開催されました。

伊東県経営協会長の開会あいさつのあと、藤本徳昭県保健福祉部長、仮屋基美県社会福祉協議会会長に来賓のご祝辞をいただきました。

議長に隆愛会 賀寿園理事長 玉利道満氏を選出、議事録署名人二人を指名し議事に入りました。

まず、「平成28年度の事業報告」の主なものとしては、福祉施策に関する要望・提案の実施（知事及び自民党鹿児島県連）、経営者セミナー、社会福祉法人制度改革対応セミナー、社会福祉法人会計研修、第4回県社会福祉法人経営者大会の開催、「熊本地震」支援活動、第5回スピーチコンテスト等の実施などの報告をしました。

次に、平成28年度収入の部の補正予算として、全国経営協から九社連への組織強化などの助成金が1法人当たり5千円配当され、うち2千5百円が各県に助成されるもので、本県へは53万円が助成されました。また、経営者セミナーや経営者大会を全国経営協と共催で開催したことにより、会場費として20万円の助成金があったため、合計で73万円の補正を行いました。その結果「決算」については、25,198千円の収入を基に事業の執行状況が説明され、了承されました。

次に「平成29年度の事業計画」と「収支予算」については、まず、組織強化、経営相談事業、セミナー・会計研修会、第5回県社会福祉法人経営者大会など各事業の実施について説明がなされ、事業計画及び予算が原案どおり承認されました。

続いて、平成29年3月31日をもって、会長、副会長、協議員及び監事の任期が満了することから、「役員選出手続要綱」及び「経営者協議会会則」に基づき選出された会長、副会長、協議員及び監事についての提案が伊東会長からなされ、原案どおり承認されました。会長として久木元司「常盤会」理事長、副会長として岩下修一「富士福祉会」理事長、協議員として小幡興太郎「興正会」出水の里施設長、山口伊津美「千草会」千草寮施設長が新たに就任されました。

今年度も役員一同、会員法人の運営力・経営力向上のために鋭意努めますので、ご協力をお願いします。



伊東会長あいさつ



県保健福祉部 藤本部長祝辞



県社協 仮屋会長祝辞

プロゴルファー古市忠夫氏の『頑張れる事への感謝』に210名が熱心に聴講

## 県経営協「第1回経営者セミナー」開催報告

午前中の県経営協総会と合わせて午後から第1回経営者セミナーが開催されました。

まず、講演Ⅰでは、以前、福祉施設経営指導員でもありました横山社会保険労務士事務所所長で社会保険労務士の横山誠二氏による「社会福祉法改正に伴う規程等整備の要点」についての講演がありました。法改正に至るまでの背景や制度改革の趣旨、法改正に伴い整備しておくべき規程、福祉人材の確保の促進等を中心に、実際に規程等を整備する上での具体的な事例や、施行に当たっての注意点、キャリアパス制度構築の具体例など、法人・施設運営の取り組み等に直結した有意義な講演でした。

次に講演Ⅱでは、阪神淡路大震災の被災者でプロゴルファーの古市忠夫氏による「頑張れる事への感謝」と題して講演がありました。大震災で家財を失い、それでも地域の復興に奔走され、町づくり協議会の副会長として防災に強い町作りに取り組みられました。そのような中で、復興のためプロゴルファーを目指され、還暦を前にプロの資格を取得、その後多くのゴルフ大会で勝利を収められました。震災による価値観の変化と才能や努力あるいは経験や情熱にもまして「感謝力」が大きければどんなことにも勝るといってお話は非常に感銘を受けました。

今年度もこれから、経営者セミナーや経営者大会を実施しますが、会員その他の法人経営者の運営力・経営力向上のため有意義なものとなるよう努めますのでご期待ください。



久木元 新会長あいさつ



横山社会保険労務士 講演



プロゴルファー古市忠夫氏 講演

## 県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営・施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され、相談は無料ですので、お気軽に御利用ください。

- ◇専任指導員 1名
- ◇兼任指導員（公認会計士） 1名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要になります。）

◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358

◎担当：木場・藤井



全国経営協では、社会福祉法人の使命を内部で共有し、また外部に向けて広報していくためのツールとして、「ロゴマーク」と「タグライン」を作成しました。

(1) 社会福祉法人 ロゴマーク

社会福祉法人の使命を、色や形などの視覚的な要素で表現する「ロゴマーク」を作成しました。



丸みのあるやさしい楕円は、社会福祉法人が目指す「多様性を受け容れる社会」や「一人ひとりの心の温かさ」を象徴しています。また、3つの重なりから浮かび上がる“人”の文字で、人と人とが支え合い、誰もが安心して暮らせる地域をつくり、「その人らしく生きる」を守り抜く、社会福祉法人の使命を表現しています。

(2) 社会福祉法人 タグライン

「タグライン」は、地域に生きる一人ひとりの「いのち」と「生活」を守るという社会福祉法人の使命を一言で表現したものです。



タグライン“みんなの「生きる」を”は、さまざまな課題に対応し、地域で暮らす人々のために奔走する社会福祉法人の姿を表現しています。ロゴマークと一体で使用することにより、ロゴマークが表現する社会福祉法人の使命や、社会福祉法人がめざすことをよりわかりやすくするねらいがあります。

(3) 広報の効果を高めるロゴマーク等の活用

経営協の広報媒体（会報、ホームページなど）に「ロゴマーク」を使用することで、会員法人間での社会福祉法人の使命の共有を進めます。

全国の会員法人が活用することにより、国民の社会福祉法人に対する理解の促進、信頼の獲得を図ります。ロゴマーク等は、全国経営協ホームページよりダウンロードし、ご活用ください。

全国経営協ホームページ <http://www.keieikyo.gr.jp/>

>会員法人MYページ>広報戦略「経営協NEXT計画」について>◆社会福祉法人ロゴマーク等

【既存アイテムへの展開イメージ】

会員法人が独自につくっているロゴマークと近づけず、なるべく離して配置してください。

ロゴマークを独自につくっている法人の場合



ロゴマークを独自につくっていない法人の場合



# 「生活困窮者自立支援事業を受託して」

社会福祉法人 南恵会 理事長

吉留 康 洋



「努力する人は夢を語り、怠ける人は不満を語る」先日テレビを観ているとタレントさんが話していた言葉だった。気になり少し調べてみるとファルソングェルゴニコルスが最初に語ったとされている。私自身この言葉と重ねて振り返ってみると努力をしているときには、夢があふれ、怠けている時には、どうしてもよいような愚痴しか浮かんでこなかったことに反省させられる。

私たちは、本土からはなれているので、これまでは、都会ではないから、陸続きではないからとあきらめと言いつつをくり返してきたが、社会福祉法人批判のなかで本当にそれで良いのか改めて考え、できない理由を探す作業をやめてどうすればできるのかという考え方に交換すべきでないかと思い、P.F.ドラッカーも著書の中で、営利組織でも社会貢献を視野に入れている組織は発展せず、崩壊の恐れもあると述べているが、当然、非営利組織は、より社会貢献に力を注がなければならないのではないかと考える。

平成 27 年度より当法人では社会貢献について考え、「たんの吸引等の研修」「介護職員初任者研修」「生活困窮者就労訓練事業」を随時開始してきた。また、平成 29 年 4 月より徳之島三町の生活困窮者自立支援事業を受託した。はじめは生活保護にいきつくまでの支援を行うのだらうと軽く考えていたのだが、第三のセーフティーネットといわれるだけあり、ひきこもり、DV 被害者、ホームレス、障がい者を認知していない障がい者など多様である。

ホームレス支援においては、離島（徳之島）という地域性を考えると少ないだろうという固定観念があったのだが、町社協より 3 月 31 日に支援要請があり、事業開始前より支援を行うこととなった。私たちのなかでは、レアケースであろうと法人内の倉庫を急ぎよ寝泊りできるようにして、関わっていくことにしたが、5 月 18 日には計三名の方の支援をおこなっている。

社会資源の少ない徳之島では、なかなか住み込みの仕事や無料低額宿泊所などがなく、私たちが主体的にかかわりを持つことが余儀なくされ、一人の方はグル

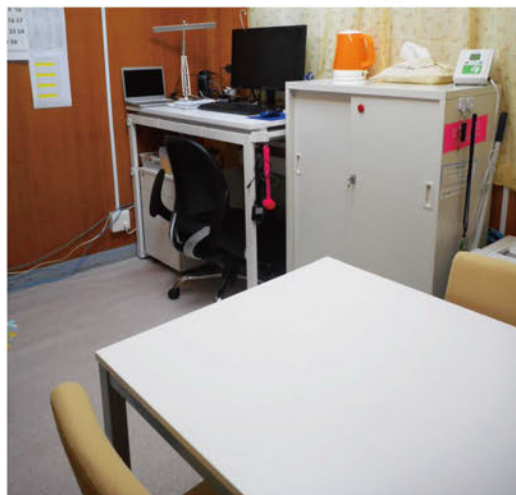
ープホームの空き室へ、もう一人の方は法人内のショートステイの空き室を転々としていただくことになった。

当然このような落ち着かない生活環境ではご本人の就労には結びつきにくいことが明白であり、まずは安心できる生活、落ち着ける環境を整えることが急務となる。今年度中には老朽化しているグループホームの建て替え計画を前倒し、建て替え後には旧グループホームを無料低額宿泊所へ事業転換することとした。

しかし、建て替えにしても明日、明後日に建て替えができるものでは当然なく、徳之島町役場建設課へ町営住宅の法人への賃貸を申し出たが、補助金の使用目的が違うという理由から法人には貸せない、本人には資金がないので、生活保護支給が決定しなければ貸し出せないとの話であったが、幸いにして前期の障がい福祉計画を策定した時の担当者が建設課に異動しており、建設課の意見をまとめ、本人名義で貸し出し、法人が保証するという形で町としても特例で認めていただけるように話がまとまった。このように気持ちを共有できる役場職員がいることに非常に感謝する。

また、就労支援においても、三人の方たちには身寄りがなく、面接まではいくのだが、採用の具体的な話になっても雇用先への保証人という壁が立ちふさがった。制度的に自立支援事業のなかでは、保証人としての支援はできず、法人が保証となっても損害賠償となると保証人になるのは不適切であるとの見解がなされ、鹿児島県の担当者が厚労省へつないでいただき厚労省の方で今後検討していくとの回答を得ている段階である。

自立支援事業の基本的スタンスとしては、雇用保険、労働保険、社会保険が整っている事業所への就労支援を行うという方向があり、身寄りのない方にとっては十分機能できないのではないかと感じる。ただ、三人のうち二人の方は介護・福祉も興味があり、当法人での雇用を検討し、パートから正規職員へと採用できないかと私たちは夢を抱いている。



## お知らせコーナー

大雨・台風等の襲来の時節となりました。万一被害にあわれた場合はこのような制度があります

❖ 九社連社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金事業の主な内容

- ① 対象災害の種類 ・ 対象とする災害は (1) 災害救助法 (2) 火災
- ② 見舞金の手続き ・ 各県経営協会長の内申が必要です。
- ③ 災害見舞金基準 (1 法人につき)

	災害の種類及び被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100 万円以上	最高限度額 10 万円

- ④ この事業は平成 24 年 4 月 1 日から適用されています。

[参考]

・ 全国社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金の基準 (1 件につき)

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100 万円以上 500 万円未満 500 万円以上 1,000 万円未満 1,000 万円以上	10 万円 20 万円 30 万円
2	法人役職員・入所者死亡被害 ※ 生花代を贈り弔意を示す	1 人あたり 3 万円

(注) 1 法人の被害が複数(施設・人)に及ぶ場合、1 法人あたりの見舞金額上限は 30 万円とする。

・ 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会見舞金

支給対象は、会員の死亡及び自然災害等による罹災。但し、広範に亘る災害(地震、風水害等)は除く。見舞金の金額は、2 万円。



## 経営協に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。

・・・組織力を高めて「経営協」を大きな力にしていこう!・・・

**加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885**



## 事務局便り

【これからの経営協の取組み (予定を含む)】

平成 29 年 7 月 1 日現在

月	日	行事名	場所	主な内容等
29 年 7	14	第 2 回経営者セミナー	城山観光ホテル	制度改革フォローアップセミナー (前期)
7	27	第 1 回会計研修	//	新会計基準基礎講義及び質疑応答等
8	1	九州ブロック会議	福岡市	全国経営協九州ブロック会議
9	14~15	全国経営協大会	三重県四日市市	基調講演、記念講演、分科会
10	中旬	第 2 回会計研修	未定	会計実務講義及び質疑等対応等
10	中旬	知事への要望	県庁	各種別協の要望事項等
11	中旬	第 5 回鹿児島県経営者大会	未定	制度改革フォローアップセミナー (後期) 功労者表彰、基調講演、記念講演、分科会
30 年 1	下旬	第 3 回会計研修 (奄美会場)	//	決算会計業務及び質疑応答等
2	月上旬	第 3 回会計研修 (鹿児島会場)	//	決算会計業務及び質疑応答等
2	中旬	有識者懇談会	//	指導監査結果及び課題等の意見交換